

「町田市地域防災計画（修正案）」 パブリックコメント実施結果

町田市市民部防災安全課

「町田市地域防災計画（修正案）」に関する意見募集の実施概要

町田市では、様々な状況の変化に対応するため、市の防災体制及び対策をより効果的にすることを目的に、今年度において町田市地域防災計画の修正を行っており、計画策定にあたって参考とさせていただくため、皆さんからのご意見を募集しました。

1 意見募集の期間

2009年11月1日（日）～2009年11月30日（月）

2 意見の募集方法

- ・「広報まちだ10月21日号」に概要を掲載
- ・町田市ホームページに計画（修正案）全文・概要版を掲載
- ・防災安全課（市役所本庁舎3階）、市民相談室（市役所本庁舎1階）、市政情報やまびこ（市役所中町分庁舎1階）、市民協働推進課（町田市民フォーラム3階）、各市民センター、木曽山崎センター、玉川学園文化センター、各市立図書館、町田市民文学館での計画（修正案）閲覧及び概要版配布

3 寄せられたご意見の内訳

8名から13件のご意見をいただきました。

ご意見の内容及び意見に対する市の考え方は、次のとおりです。

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| 災害時における地域センター（つくし野センター、成瀬センター等）の利用方法が不明である。 | つくし野センター等の地域センターについては、大規模災害発生時における「二次避難所」として利用する旨、計画中に定めることといたしました。 |
| 震災時にトイレが使用できないことを想定し、マンホールトイレの設置等について計画に定める必要があるのではないか？ | 町田市ではトイレ対策として貯留式の仮設トイレを備蓄しております。 マンホール直結式の仮設トイレについては、下水道施設の復旧を優先させることから町田市では導入しておりませんが、今後の検討の参考とさせていただきます。 |
| 避難所生活においては、避難者の性別等に応じた配慮が必要である。 | 避難者生活における男女のニーズの違いへの配慮として、男女別の更衣室や授乳スペースの確保等を計画中に定めることといたしました。 |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>災害備蓄品として、特に女性が必要とする物資として何を備蓄しているのか？</p> | <p>現在、女性向けの備蓄品として、生理用品を備蓄しております。</p> <p>また、乳幼児を持つ女性向けに、粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ等の提供ができるように備蓄しております。</p> |
| <p>被害想定を新たなものに変更することで、市の食糧備蓄量に対する考え方も変わるのか？</p> | <p>ご意見のとおり、新たな被害想定における食料備蓄計画といたします。</p> <p>また、今回の修正では、町田駅等を中心に帰宅困難者が発生することも明らかになったことから、帰宅困難者対策として食料備蓄計画も定めることといたしました。</p> |
| <p>近年発生した震災事例では、全国から多種多様な義援物資が大量に送られており、その受け入れ、仕分け等の対応が困難となる状況があった。</p> <p>この部分について、何らかの取決めをしておく必要がある。</p> | <p>全国から送られてくる義援物資については、災害発生直後からの対応が極めて困難であることが想定されるため、災害発生当初における「個人」からの義援物資については受け付けないこととし、この旨を周知するために報道機関等を活用した広報を行なうよう、計画中に記載することといたしました。</p> |
| <p>予防-9「安全性を重視した土地利用の確保」について</p> <p>急傾斜地崩壊危険箇所となっている土地には、その旨周知する看板を現地に建てるよう、東京都に要望すべきではないか？</p> | <p>急傾斜地崩壊危険箇所等、土砂災害防止法に関わる危険箇所への対策等の実施を、東京都へ要望してまいります。</p> |
| <p>予防-8「計画内容 保水・遊水機能の確保」について</p> <p>他自治体を実施している雨水浸透ます設置補助制度等の施策を進める必要があると思われる。</p> | <p>現在、宅地造成事業における雨水浸透ますにつきましては市条例にてその設置を定めており、「保水・遊水機能の確保」の推進を図ることとしております。</p> <p>また、都市型水害対策の推進を図るため、東京都に対し雨水浸透ます設置に係る補助事業の充実を求めてまいります。</p> |

| ご意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| <p>予防-15「道路・橋梁の整備」について</p> <p>「道路防災点検要領」に基づいた点検の実施、要対策箇所の対策工事の実施が抜けていると思われる。</p> <p>鉄道施設の耐震化については「定期点検、補強・取り替え事業の推進」という記述があるので、同様の記述がないのはバランスを欠くのではないか。</p> | <p>「道路、橋梁の耐震化」につきましては、予防-14 に定めておりますが、ご意見をいただきました定期点検等につきましても、計画内容中に記述し、各施設の安全化を図ることとしております。</p> |
| <p>予防-48「井戸及び受水槽の協定締結の推進」について</p> <p>井戸水を使用する場合、定期的に水質検査を実施する必要があると思われる。</p> | <p>「災害時協力井戸」として協定を締結している井戸水については、2年に1度定期的に水質の検査を行ない、その飲料の適否について、「災害時協力井戸」標識中に表示しております。</p> |
| <p>地震-117「主な啓開措置」について</p> <p>「落橋、土砂崩壊等のおそれがある箇所は、・・・交通規制の表示等必要な措置を講じる。」とあるが、交通規制とは、具体的に何を意味しているのか？</p> | <p>災害対策として、緊急輸送路としての機能を確保することを最優先に啓開措置を行なうものですが、この場合は二次災害を防止するため車両等の通行規制を行なうものです。</p> |
| <p>地震-169「がれきの処理」について</p> <p>「アスベスト等の有害物質については、所定の指針に基づく適正処理を徹底する」とあるが、有害物質の分別と適正処理は現実に可能か？</p> <p>また、有害物質と判別できるものであってもがれきの仮置き場に持って行けば引き取ってもらえるのか？</p> | <p>発生した災害の状況にもよるところですが、がれきの処理につきましては可能な限り分別、適正処理等の徹底を図ることとしております。</p> <p>また、本項目における有害物質については、災害により発生した建築物等のがれきに関するものであり、その他一般ごみについては、「生活ごみの処理（地震-158）」に定める計画に基づき、その処理等を行ないます。</p> |
| <p>市が実施している自主防災組織（町内会・自治会）の代表者等に対する講習会等について、一般市民やボランティアが参加できるように出来ないか？</p> | <p>計画の修正案中（予防-3）「防災イベントの開催」に定めるとおり、学識経験者や実災害支援を経験したボランティア等を講演者に招き、一般市民を対象とした講演会を実施し、幅広く情報交換が行なえる機会を設けるなど、防災教育の充実を図ってまいります。</p> |

なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見は要約し、掲載しています。